

# 産科医療補償制度を考える親の会

私たちは、「分娩に関連して脳性麻痺となった子どもと家族」の経済的負担を補償する産科医療補償制度において、制度改定の狭間で補償対象外となった子どもの親たちで結成した当事者団体です。



※これまでTVや新聞、ラジオなど多くのメディアの方に取材いただいております。



2021年12月24日 産科医療補償制度を考える親の会から厚生労働省・日本医療機能評価機構へ要望書提出  
(中央右:佐藤厚生労働副大臣)  
(同行:浮島とも子議員、伊佐進一議員)

2022年11月15日 AbemaTV 変わる報道番組#アベプラ (MC:田村淳)で放送があり、満場一致で早急な救済が必要との声をいただきました!



2022年8月5日 産科医療補償制度を考える親の会から厚生労働大臣へ要請書提出 (手前左:榎本医政局長)  
(同行:自見はな子議員、山田太郎議員)

2009年の制度創設当時は、**早産の子どもが発症した脳性麻痺**は分娩とは無関係と考えられ、補償から除外するために **28~32週未満児等には個別審査基準** が設けられていました。

32週以上の出産の場合、重度脳性麻痺であれば、先天性の要因など一部を除いて無条件に補償対象となりますが、28~32週未満の早産の場合は、個別審査で出生時に低酸素状態が認められなければ補償が受けられなかったのです。

しかし、個別審査で対象外とされた私たちの子供達のデータから導き出されたエビデンスによって、**28週以上の出生では**(先天性などの一部条件を除き)**胎児の未熟性からではなく99%が分娩事故による脳性麻痺だった**と医学的判断がされ、**個別審査は撤廃**とし、**2022年1月1日以降の出生児に対してのみ無条件に補償**することに決まりました。(※日本医療機能評価機構が発表しています)

●子供が同じ状態で且つ分娩で麻痺を負ったにも関わらず個別審査によって分断が生じており、子供の療育環境にも大差が生じています。それにも関わらず、長年 取り残されたままの状態です。

●医学的合理性がなかったと発表された個別審査をされ、機構の審査で補償対象外となっている子供は約 550人程度です。

●補償金の基金となる剰余金は635億円あり、十分救済をするに足る財源もあります。(財政金融委員会にて、制度内での剰余金活用は問題なしとの金融庁からの発言もありました)

【2022年7月5日CBCテレビ特集】



2022年以降出生なら受けられる生活補償を **2009~2021年生まれで分娩事故にもかかわらず個別審査により対象外となった子どもたち(脳性麻痺児)も受けられるように** 厚生労働省に対して公平な制度改革を求めて活動しています。**公平な補償と併せて補償対象外児約550人の原因分析**も求めています。

ホームページ→

☆活動状況を随時更新中☆

